

令和5年10月27日

関係団体の長 殿

広島労働局労働基準部
健康安全課長

テールゲートリフターの適正な使用について（周知のお願い）


平素から労働安全衛生行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貨物自動車に設置されているテールゲートリフターを使用した荷の積み卸し作業につきましては、労働者がその機能や危険性を十分に認識していないことが原因となった墜落・転落、荷の崩壊・倒壊災害が多く発生していることから、保護帽の着用、特別教育の実施及び運転席から離れる場合の措置等について、労働安全衛生規則及び安全衛生特別教育規程の一部が改正され、令和5年10月1日（一部規程は令和6年2月1日）に施行されているところであり、広島労働局では、本改正省令等について、県内の関係事業場に周知・指導を行っているところです。

しかしながら、先般、広島県内において、労働者が、テールゲートリフター上から落下した荷物の下敷きとなった死亡災害が発生しました。広島県内では、昨年もテールゲートリフターが関係する死亡災害が発生していることから、あらためて、改正省令等の内容及びその重要性について広く周知するとともに、同種労働災害の防止対策について指導を強化することとしています。

つきましては、本趣旨をご理解の上、今一度、本改正省令等の内容について、貴団体の傘下会員事業場に周知徹底を図っていただきますようお願い申し上げます。

【参考】死亡災害事例及び同種災害防止に係る関連資料はこちらをご覧ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/content/contents/001611666.pdf	QRコード	
キーワード検索： 死亡災害等速報	広島労働局 死亡災害等速報	災害統計・事例 広島労働局
死亡災害等速報	PDF	R5.10 ロールボックスパレットの落下

お問い合わせ先： 広島労働局 労働基準部 健康安全課
河上(かわかみ)、北野(きたの)
電話 082-221-9243